

と き 平成15年11月13日(木)

ところ 三田共用会議所第4特別会議室

第12回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

午後 1 時 3 0 分 開会

松本分科会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第12回農業分科会を開催いたします。本日の会議の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうかよろしく願いいたします。

委員、臨時委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。本日の会合でございますけれども、委員並びに臨時委員の計13名のうち8名にご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは本日の議事に入ります前に、事務局から本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況の報告及び配布資料の確認をお願いいたします。

生産局総務課長 それでは、本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況についてご報告させていただきます。委員及び臨時委員としては井上委員、鈴木委員、手島委員、日和佐委員、渡辺臨時委員がご欠席になっております。

専門委員としまして岡専門委員、佐々木専門委員、佐藤専門委員、高橋芳幸専門委員、武田専門委員、土居専門委員、馬場専門委員、森戸専門委員におかれましては、ご都合により欠席となっております。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。資料番号を振っておりませんが、農業分科会の委員名簿、本日の分科会の議事次第を一番上に置いております。資料でございますが、まず資料1でございます。最初に1 - 1というのがありますが、さる10月1日に新設されました独立行政法人の評価基準に関しました資料をつけております。資料1 - 1として農畜産業振興機構、1 - 2で農業者年金基金、1 - 3で農林漁業信用基金、1 - 4で水資源機構ということで、資料1として4つの資料をお出ししております。

資料の2は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見についてということで資料を1つ、資料2としてつけさせていただいております。

それから資料の3でございます。資料の3と枝番号がついているのがありますが、分厚い資料で資料3として人事院勧告に伴う役員に対する報酬等の支給の基準の変更についてというものをお配りしております。資料3に関連しまして、個々の法人ごとの資料をつけております。資料3 - 1として農畜産業振興機構の報酬等の支給基準、それから資料3 - 2として農業者年金

基金、資料3 - 3として農林漁業信用基金、資料3 - 4として水資源機構でございます。よろしいでしょうか。

資料の4として農業者年金基金の業務方法書の変更についてという資料をお配りしております。

資料の5として家畜改良センターの中期目標等の変更についてでございます。

資料の6は農薬検査所の業務方法書の変更についてでございます。

資料の7は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に關します資料でございます。それから、資料の7に関連しまして個々の法人ごとの検討状況についての資料を配っております。資料7 - 1が農林水産消費技術センターでございます。7 - 2が種苗管理センター、7 - 3が家畜改良センター、7 - 4が肥飼料検査所、7 - 5が農薬検査所ということでございます。

資料の8は、種苗管理センターの重要な財産の処分についてという資料でございます。

資料の9が農林漁業信用基金の短期借入金の借換についてという資料でございます。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。不足がありましたらまた事務局の方にご連絡いただきいたしたいと思います。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。資料の方、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。最初の議題は、農畜産業振興機構等の評価基準の検討状況についてでございます。この議題につきましては、前回の分科会におきまして各プロジェクトチームにおいて評価基準の案について検討していただくこととしておりましたことから、各プロジェクトチームの委員から報告をお願いしたいと存じます。

なお、時間の制約もございまして、各プロジェクトチームの報告は5分から6分という範囲でお願いをいたしたいと思います。

それでは、農畜産業振興機構プロジェクトチームの徳江委員をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

徳江委員 ただいまご紹介いただきました徳江でございます。私の方から農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表いたしまして、当機構の業務実績の評価基準等についてご報告させていただきます。

最初に私どものチームは、メンバーとしては宮城学院女子大学教授の安部臨時委員、女子栄養大学助教授の石田専門委員、九州大学大学院助教授の福田専門委員と私を含めまして4名、10月6日に第1回目の検討会を開きまして、評価基準・評価指標等について検討を行いました。

それでは、資料1 - 1をお開きいただきいたしたいと思います。まず、評価の基本的な考え方でご

ございますけれども、1ページの1の(2)にありますように、各事業年度の実績評価については中期計画の中項目を評価単位とする。中項目の評価、さらに中項目の評価結果を踏まえた大項目の評価、全体を評価する総合評価の3段階で評価を行うことにしております。

具体的な評価手法としましては、この1ページの2の(1)アにありますように、中項目の評価に当たっては、中項目を構成する小項目をa、b、cで評価し、aを2点、bを1点、cを0点としてその合計点数を満点の場合の基準値と比べ、その割合が90%以上であればA、50%以上90%未満であればB、50%未満であればCとして3段階で評価することにしております。

次に大項目の評価につきましては、3ページの(2)に評価方法を記載しておりますが、中項目の評価結果の積み上げにより評価を行うことにしております。考え方は小項目の評価結果の積み上げにより行う中項目の評価と同様でございます。また、 にありますとおり特殊事情とか中期計画に掲げられました具体的取り組み内容以外の評価すべき業績等についても記載することとしております。

総合評価につきましては、これは4ページ(3)総合評価の方法ということがございますが、全体を通じた中項目の評価結果の積み上げにより評価を行うこととしております。また、 にありますとおり特殊事情、BまたはC評価となった項目の要因分析、あるいは今後の改善方法等についても記載することとしております。

以上が基本評価の基本的な考え方でございますけれども、具体的に評価手法についてはお手元の資料の11ページ以降に記載しておりますけれども、中期目標、中期計画、平成15年度計画、評価指標というこういう4欄を設けましてそれぞれ大項目、中項目、小項目というような形で記載しておりますが、まず、15年度計画に対応して各項目についてa、b、cの評価を行うための評価手法については、同じくこの今の資料1-1の横書きの4段表をごらんいただきたいと思っております。評価指標は表の一番右側に記載しております。分量が非常に多うございますので、代表的なものに絞って説明させていただきます。1ページ大項目第1の1の事業費削減・効率化については、当該年度に計画した支出額と実績の対比により計画した支出額の100%以下であったか100%を超えたかによりaまたはc評価としておりますが、中期目標でも農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮するとの記載があり、その適用方法等引き続き検討していきたいと考えております。

2の業務運営の効率化による経費の抑制については、(1)の経費の抑制で、経費抑制の達成度合いに応じて、90%以上であればa、50%以上90%未満であればb、50%未満であればcと

しております。また、2以降では経費抑制のための具体的方策について実施したか、しなかったかにより a または c 評価としております。

大項目第1にはこのほか業務執行の改善、業務運営能力等の向上、機能的で柔軟な組織体制の整備という中項目があり、詳細は省略させていただきますが、何々を実施するとかといった定性的な目標であっても定量的な評価が可能なものについては極力定量的な指標を設定していくという、こういう姿勢でございます。例えば12ページでございますが(3)内部監査体制の充実・強化という項目がございますが、この場合には対象業務のうち90%以上について内部監査を実施すれば a、50%以上90%未満であれば b、50%未満であれば c と、このような形をとっています。

それから17ページで大項目ですね。大項目というのは、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置と、業務の質の指標となりますが、ここでは畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各業務に加え、情報収集提供業務の5つの中項目が設けられております。畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各業務では、価格関連の交付金の交付等に関する業務については、交付金の交付等に要する事務処理期間に関する数値目標、補助業務については定性的な目標を主としつつ、一部に定量的な目標が設定されております。

例えば、まず22ページ(4)で加工原料乳生産者補給交付金の交付という業務がありますけれども、これは交付申請を受理してから18業務日以内に交付金を交付するという目標に対して達成度合いが90%以上であれば a、50%以上90%未満であれば b、50%未満であれば c という、このような形にしております。

それから畜産関係の補助業務ですね。18ページに畜産に係る補助ということで掲げられておりますけれども、これは定性的な目標であっても定量的な評価が可能なものについては定量的な評価を設定するとしておりますが、例えば次のページの19ページの(2)のウ-1とありますけれども、栄養的価値のPR等のためイベントの開催を目標としておりますが、その評価については分母をイベント等の計画件数、分子を実数として達成度合いが90%以上であれば A としております。

そのほか畜産以外の業務についても農畜産物の売買業務とか交付金の交付業務、補助業務と、業務内容や評価に関する考え方が似通っておりますので、その他の業務についての個別の説明は省略させていただきます。

私どもとしては、定性的な内容の目標についても極力評価しやすいように可能な限り定量的な指標を設ける。それからまた、1つの最終項目に複数の事項が盛り込まれている場合には、

それは分割しまして、なるべく細かに評価して定量的に目標数値を設定して評価をしようと、このような形でとっています。

最後に本日ご説明させていただきました評価基準、評価手法については、現時点での検討段階のものを紹介させていただいております。今後は、経営全体を視野に入れまして機構が提供するサービスを受ける側の方々、消費者も含めてのすなわち顧客満足度を高めていくということ、財務面では経済性とか効率性ということ、これを視野に入れることとしています。

それから、業務執行プロセスというのは、これはご存じのようにプラン・ドゥー・チェック・シーという管理のサークルを回しているかどうかという視点。それから、人材確保、人的支援の確保、あるいは能力の維持というこういう面からも、この4つの機能を認識して本日提出されました他の法人の評価基準とか評価手法等も踏まえながら検討を進めて、より適正なものを作成してまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。それではただいまのご説明に対しましてご意見、あるいはご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

間委員 細項目を重視するという細分化ということをおっしゃったのですが、39ページで研修を合計2回行うという項目があるのですが、その場合のa b cのところは90%以上実施したとか、50から90という普通に書いてあるところの書き方が、上の方も何項目もそういうのがあるのですけれども、2回だけしか行わないという計画をベースに評価することがふさわしいのだろうか、と思うのですけれども、そこら辺についてはどのように考えているのでしょうかよろしくお願いいたします。

松本分科会長 それではよろしくお願いいたします。

徳江委員 これは、一応研修2回ということにしておりますけれども、人材育成の方法として研修というものが有効であると考えており、むしろ研修の実施回数を検討していくことになると思います。ただ、一応15年度というのは半年でございますので、その辺も考慮しなければいけないと思います。

以上でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。ございませんか。

それでは、ただいまのご質問を踏まえてさらに検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、農業者年金基金プロジェクトチームの忠臨時委員からご報告をお願いします。

忠臨時委員 忠でございます。よろしく願いいたします。私の方から農業者年金基金プロジェクトチームにおける評価基準の検討状況ということでご報告をさせていただきます。

第1回のプロジェクトチーム検討会には委員3名全員が出席いたしました。専門委員であります泉本先生、同じく専門委員の森戸先生、そして私ということでございます。

資料1 - 2になっているかと思えます。お聞きいただきたいと思えます。細かなこれに基づく説明は記載されておりますので、お読みいただければよろしいかというふうに思っております。いずれにしても基本的な考え方、それから評価の方法、中項目、小項目、大項目、そしてまた総合評価というふうな形に分かれてございます。

検討委員会の中でこれらに基づきながら幾つかのご意見が出ておりますので、主な意見について申し上げたいというふうに思います。

まず1点目については、評価基準についてでございますけれども、定性的な目標に対して段階評価を行うことが適切な場合、あるいは適切でない場合の考え方はあるのかというような委員からのご指摘。それから、2番目として定性的な目標が定められている場合、資料で言いますと7ページ以降の評価指標4段階表の部分にありますけれども、2段階評価、ここで言いますと例えばaとかc、それから3段階評価a b cという2つの方法があるわけでありましてけれども、できるだけ中間指標を設定した方がよいのではないかと。そういったご意見もございます。

また、2段階指標のものに対して中間指標を定める場合には、数量的な目標を設定する方法もあるのではないかとというようなご意見もございました。

資料の11ページになりますけれども、具体的に第5、その他業務運営に関する重要事項という項目が載っておりますけれども、右端の部分でそれに対する評価指標というこういう中抜けのような状態になっている部分を指してございますけれども、中期目標、中期計画、年度計画と評価指標の関係については、1つ1つ対応したものにすべきではないかと、そういうご意見もございます。

それと、定性的な評価指標について、実績評価の際に何をもってどのような指標で判断をするのかというようなご意見、ご質問も出されております。

以上、主なご意見を5つにまとめてご報告を申し上げておきたいと思えます。なお、今後も引き続き年明けになると思いますが、プロジェクトチームを開催しながら、またこの後、皆様方からお寄せいただけるご意見等も踏まえながら、来年5月の農業分科会での決定に向けて評価指標についてさらに検討を進めることというふうにしていただきます。

以上、報告を終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問を受けたいと思います。

ないようでございますけれども、今後も引き続きご検討をさらに深化していただきたいと思っております。

続きまして、農林漁業信用基金プロジェクトチームの清野臨時委員からご報告をお願いいたします。

清野臨時委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームの清野でございます。資料1 - 3になります。私どものチームにおきましては、本日はご欠席でございますけれども、先日、岡専門委員、馬場専門委員、このお二方を交えまして、本日提出してございます評価基準案につきまして検討を重ねたところでございます。本日はその場で出されました議論も踏まえましてご説明を差し上げたいというふうに存じます。

既に先発の独立行政法人それぞれございまして、既に先例となるものができあがっております。これら法人の評価結果が国民にとってわかりやすいものにするということが大事だと思っております。私どものチームもそうした観点に立ちまして評価基準はできるだけそうしたものに近づけたいというようなことで考えてございます。

その点におきまして小項目、中項目の評価につきまして、内容あるいは数値の達成度合いといったものを上からA、B、Cとする大方の法人の手法に沿ってございます。それから、具体的な評価の配点でございますけれども、これは若干法人によって違うところもございまして、私どもの方ではA項目に2点、B項目1点、C項目0点といったようなこと。それから定性的な基準、あるいは定量的な基準、それぞれに合いました基準づくりを図るといった観点でも同様の考え方に立って整理をしたところでございます。

それから、この評価の基準の1ページの(5)のウにございますように、それぞれ各法人とも個々の固有の課題があるというふうに認識してございまして、特に農林漁業信用基金の場合、その業務の性格にかんがみまして、考慮しなければならない特殊事情といたしまして、ここのウの1行目からございますように、「その業務実績が経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により大きな影響を受けるものであることということ。」それから、「信用基金が取り扱う業務が過去に締結された契約関係に基づき履行する業務が大きなウエイトを占めるという」、こうした2つの観点がございまして、「法人の事務上の努力が必ずしも実績に結びつかない」といったような表現で反映しているところでございます。

それから、プロジェクトチームでの議論では、「実施をした」あるいは「しなかった」というふうな評価が、指標が8ページ以降の4段表の一番右の方にずらっと並んでございますけれども、ある意味で言葉は適切でないかもしれませんが、「実施した」、「しなかった」といったような、「ある程度わかりきった項目については省いたらどうか。」あるいは「『達成度合いが達成された』、あるいは『概ね達成された』、『達成されなかった』ということでは程度がわかりにくい」といったような意見もあったところでございますけれども、これらはそれぞれ中期目標、中期計画、あるいは年度計画といったものの反映でございますので、そうした計画に沿って評価するというところに整理をいたしました。

そうしたA、B、C、あるいはA、Cといったような評価はあるわけでございますけれども、前向きな評価といたしまして、計画以上の成果が出た場合、そうした場合に評価ができるようにすべきではないかと。そうすれば評価に対しまして法人の職員にとって職員の充実感による影響を与えるのではないかとといったようなご意見もちょうだいしたところであります。

それから、この指標案の15ページの一番右の中ほど、「第3、予算収支計画及び資金計画」というところがございますけれども、この予算、収支に関連いたしましては、ほかの法人の例も参考にしながら実績の収支の差額、収支差を計画対比で評価するといったような手法といたしております。

その下からございます代位弁済率、事故率、こうした信用基金の業務として固有の数値がございまして、これにつきましては評価の対象となるのが中期目標期間中に設定された案件に対してということでございます。ただ、表にあらわれる数字といたしましては年度単位の数字というふうになってございますので、この点に留意する必要がございまして、この点につきましては16ページ中ほどに（注）とございますように、このように代位弁済率、事故率の評価は、中期目標期間の終了時に判定するものとするというふうな取り扱いにしようというふうな整理したところでございます。

なお、これらの数値につきましても、なお書きにございますように、外的要因の影響を強く受けやすいといったことには配慮すべきであるというふうな意見として整理したところでございます。現段階の評価基準案、指標ということで整理したものでございますけれども、いろいろご意見ちょうだいいただければというふうに思っております。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問を受けたいと思います。

どうぞ、泉本委員。

泉本専門委員 12ページの一番右側の上、四角なので小項目だと思うのですが、これの基準が70、49以上70、49なんですね。先ほど前の方で示していただいた評価基準の方ですとそういうのがないのですけれども、これはどういうふうに読むのかというのが1点と、2点目は申し訳ないのですが、これきょう質問することではないのかもしれないのですが、もう既に15年度の計画は前回で皆さんで議論してしまったのかもしれないのですが、先ほどの2つと比べてここは、例えば経費支出の抑制というところに節減するというのですけれども、数量目標が入っていないんですね。そういう書き方でよろしいのでしょうか。この2点です。

松本分科会長 それでは、ただいまの2点についてお答えをお願いしたいと思います。

清野臨時委員 まず、最初の質問でございますけれども、該当ページ12ページの右の(1)でございます。その隣に平成15年度の下期の処理基準といたしまして7割以上ということ掲げてございまして、これの7割の70%ということで49%という数字になってございます。

それから、数値目標が入っていない書き方でいいかどうかということですが、ご意見いただければいろいろ修正できるものは検討してまいりたいと思います。

松本分科会長 検討していただくということですか。質問者の泉本先生、それで。

泉本専門委員 7割という読み方が、こちらの評価基準でいう2ページの小項目だと数値達成割合が100%、70%以上100%未満、ABCというのがあるのですが、いきなりこれ70が100、この関係がわからなかったのです。この(ア)で説明している小項目の単年度において達成すべき数値目標が定められている場合に該当するのですか。

清野臨時委員 そうですね、はい。

松本分科会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

泉本専門委員 15年度の下期においては、案件の7割以上を処理するといった意味で7割以上が処理できたら、70%かな。私が担当したところの数字の絡みがいまいちわかりにくいんですよ。7割達成できたらA判定ですよ。8割だったら100%になるんですか。7割以上をまず目標に掲げているので、達成が5割しかいかなかったら、そういう話でしたね。ちょっと算数の話みたいですみません。

松本分科会長 では、よろしく申し上げます。

金融調整課長 事務局からご説明申し上げます。ここは、今、清野委員からご説明がありましたように、15年度下期の目標をその期間の案件の7割以上を、ここにア、イ、ウ、エと書いてありますけれども、その設定された期間内に処理するという目標を設定しているわけでございます。それで、右側のは、その7割以上を70%、要するに100なので、実は達成度合いから

したら。それをそのまま70%と書いておりました、それは事務処理の達成度合いということで、100%以上と書くべきではあるかもしれませんが、7割をそのまま達成したらAということでございます。それで、その7割、 $7 \times 7 = 49$ でございますけれども、49%以上で7割までをBというふうなことでございまして、そういう意味からは、本来の指標の2ページのイの(ア)の達成度合いのこの項目に適応した数字でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

非常に素人っぽい細かい質問でございますが、9ページの評価指標の一番上の方に0.28%という数値がでておりますが、これはこうしたものが出てくる根拠というのはどういうところにあるのですか。

金融調整課長 これは計算上の話でございまして。

松本分科会長 計算上はこういうふうに出てくるわけですね。

金融調整課長 はい、そうでございます。

松本分科会長 わかりました。

それでは、引き続きご検討を深化していただきたいと、こういうふうに思います。

続きまして、水資源機構プロジェクトチームの小林委員からご報告をお願いします。

小林委員 水資源機構の評価基準の検討状況についてご説明いたしたいと思っております。資料の1-4をごらんいただきたいと思っております。

水資源機構に係る業務実績の評価につきましては、まず(1)をごらんいただきたいのですが、その中ほどに、水資源機構については、独立行政法人水資源機構法において、当該業務実績評価は国土交通省の評価委員会が実施することということが規定されております。その法によって国土交通省の評価委員会は業務実績の評価を行おうとするときは、農林水産省、厚生労働省、経済産業省の評価委員会の意見を聴かなければならないというふうにされております。

(2)にありますように、業務内容自体が農業用水、水道用水、工業用水の安定的供給の確保など多岐にわたることから、中期目標等の策定・変更、業務実績の評価等が適正・的確に行われるよう関係4省の評価委員が一堂に会して議論を行う、4省合同会議というものが設定されております。

この合同会議において、第2回目の会議で国交省の評価委員会における全法人統一の評価基準というものを適用するということが示されまして、水資源機構につきましては、この国土交通省の評価基準に則して業務実績の評価を行うということが決まりました。

(3)ですが、農水省の評価委員会は国交省の評価委員会に対し、水資源機構の業務実績評

価に係る意見を提出するということになりまして、来年5月ごろに予定されております農業分科会におきまして、水資源機構から平成15年度の業務実績について報告・説明を受けた後に速やかに意見を取りまとめ提出するということになろうかと思えます。

業務実績の評価を行うに当たりましては4省合同会議が開催されますけれども、その会議には私たち水資源機構のプロジェクトチームの3委員が出席するという手順になります。

国交省の評価基準につきましては2ページ以降に説明書きが書いてあります。簡単にご説明しますと、評価基準につきましては、業務運営評価に係る判断基準として個別項目ごとの認定は0点から3点までの4段階評価を行うということ。ただし、形式的な評価のみではなくして、実施状況を実質的に検討するすとか、認定結果及びその理由を明記するというようなこと。また実施状況全体に係る判断を、個別のことを積み上げて評価していくというようなことすとか、やり方につきましては、3ページの上の囲みの中に書いてありますように70%未満、70%以上100%未満、100%以上ということで「要努力」、「概ね順調」、「順調」というような3段階に評価するということ。更に自主改善努力評価に係る判断基準というものがございまして、相当程度の実践的努力が認められるという場合は、総合的な評価にプラス評価として加味するというようなことで、全体として総合的な評価については、以上の業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえて評価する形になっております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご報告に対しましてご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

それでは、ただいまご報告いただきました4つの新しい新設法人のプロジェクトチームからご説明がございました評価基準については、先ほどいただきましたご質問等も含めましてさらに検討を深める部分もこれからあろうかと思えますので、来年5月の農業分科会での決定に向けて、引き続き各プロジェクトチームでご検討いただきますようお願いをいたしたいと思えます。

また、平成15年度は4月に農薬検査所、7月に農林水産消費技術センター他3法人につきまして中期目標が変更され、業務が追加されておりますし、また、この後の議題にもありますように、12月には家畜改良センター、来年には農林水産消費技術センター他4法人につきまして、中期目標が変更され業務が追加される予定となっております。さらに総務省の政策評価・独立法人評価委員会からの意見もまいっております。そのため、10月1日に設立されました法人以

外についても、新たな業務の実施に伴う評価基準の変更が必要となっているものがありますので、これらの法人の評価基準につきましても今後必要な検討を行っていただき、来年5月の農業分科会での決定に向け、各プロジェクトチームにおいて引き続きご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの平成14年度業務実績評価に対する意見及び意見に対する対処方針についてでございます。

独立行政法人通則法第32条におきまして、各省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務実績の評価結果について総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされております。また、通知を受けた総務省の評価委員会は、当該評価結果に対して意見を述べることができるとされております。農林水産省の独立行政法人の評価結果につきましては、本年8月に各分科会で取りまとめられ、8月29日付で総務省の評価委員会に通知されたところでございます。これに対する総務省の評価委員会の意見が本日11月13日付で出されております。昨年同様、委員長名にて各委員の皆様方には郵送にてお知らせすることとしておりまましたが、農業分科会所属の委員の皆様方には、この場をお借りしてお配りいたしております。ご確認をお願いしたいと思います。

なお、通知文書は資料2の最後につけさせていただいておりますので、これについてもご確認をお願いをしたいと思います。意見の中味につきましては、いずれも評価に係るものでございますので、各プロジェクトチームで対処方針をご検討いただくこととしたいのですが、まずはこの意見に対し皆様からご意見を、あるいはご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞお願いいたします。

急に言われましても何かと思ひますが、しばらくお読みいただいてぜひともご質問、ご意見をちょうだいしたいと思ひわけでございます。

いかがでしょうか。それでは、急なことでございますので、後ほど何かご意見がございまして事務局の方にお知らせをいただきたい、こういうふうに思ひます。それでよろしゅうございますか。

それでは、今後の対応でございます。先ほど申し上げましたとおり、今回の意見につきましてはいずれも評価に係るものでございますので、今後各プロジェクトチームで対応方針をご検討いただきまして、その結果を来年5月の農業分科会でご報告いただくよう、そのようにさせていただきます。それでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、当分科会としてはそのように対処させていただきます。

次に、本日の3つ目の議題でございます。独立行政法人の役員に対する報酬等の支給基準についてでございます。それでは、これに関しまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

生産局総務課長 それでは説明させていただきます。これは各法人の共通する事項、それから人事院勧告に伴います共通した対応でございますので、まとめまして事務局の方から説明させていただきます。

各法人が定めております役員の報酬、それから退職手当支給規程等につきましては、法人が作りましてそれを主務大臣に届け出ることになっております。届出があった場合に主務大臣はこれを評価委員会に通知し、通知しましたら評価委員会は主務大臣に意見を言うことができるということになっております。

今回の給与規程等の改定は、大きく分けて2つございます。1つは、10月1日に新設されました4法人について退職手当支給規程と給与規程、この2つを定めるという通知がなされておりますので、これについての意見があるかどうかということでございます。それからもう1つが、人事院の勧告に伴う改定の話でございます。

まず初めに、新設法人の給与規程等についての通知でございます。資料3で配っております中で枝番がついている方です。3-1、3-2、3-3、3-4とございます。新設4法人から今回報酬等の規程が出ております。

例として農畜産業振興機構、3-1というのを開いていただきたいのですが、この1ページ目でございます。法人として定めましたので農林水産大臣に届出がなされ、それを受けまして今回この評価委員会への報告がございまして、読み上げさせていただきます（通知の公文書を読み上げる）。「独立行政法人評価委員会委員長 松本聰殿、農林水産大臣 亀井善之。独立行政法人農畜産業振興機構の役員に対する報酬等の支給基準について。独立行政法人通則法第62条で準用する第53条第1項の規程に基づき、別紙「独立行政法人農畜産業振興機構役員規程」及び「独立行政法人農畜産業振興機構役員退職手当支給規程」について、貴委員会に通知する」ということで、大臣から委員会宛てに通知をしております。新設された4つの法人につきまして同様の通知が今回出されております。中味につきましては、役員給与規程と退職手当支給規程ということございまして、法人によって若干書きぶりが違いがありますが、基本的には共通の形で規程を取りまとめさせていただいております。ごらんになっていただきましてご意見がありましたらいただきたいと思っております。

それからもう1つの事項でございます。人事院勧告に伴う役員に対する報酬等の支給ということございまして、これは資料3の分厚い方でございます。この1ページ目を開いていた

だきますと書いてございますが、変更の背景ということでございますが、8月8日に人事院勧告が出されまして、国家公務員の給与改定がなされております。独立行政法人としては、通則法におきまして、国家公務員の給与等を考慮して法人が定めるということになっております。この関係で11月1日付で役員給与規程の変更がなされたということで届出が出されているところでございます。

基本的には、各法人が人勤に沿った国と同様の措置をとったということでございます。中味につきましては、この2の変更の内容のところでございますが、これは基本的には役員報酬でございますので、国家公務員の指定職に関する勧告がそのまま準用されていますけれども、俸給月額については1.2%の引き下げと、期末手当等のボーナスにつきましては0.2カ月分の引き下げということを各法人で対応しております。

次の2ページにございますが、通勤手当等の引き下げ。これも国家公務員に準じた形で各法人において職員、役員それぞれにおいて対応されているところでございます。

それぞれ、この農業分科会、3のところでございますが農業分科会に関します10法人につきまして全て同じ内容で改定をしたということで届出が来ているところでございます。

なお、このそれぞれにつきましては、この分厚い資料の中に10法人全部変更内容のものを入れてございますが、書きぶりにつきましては若干、新設法人の場合に書き方がちょっと簡略化されていることもございまして、若干違うところもありますけれども、基本的には同内容での改定がなされているわけでございます。

内容としては以上でございます。よろしく願いいたします。

松本分科会長 10月に設立されました法人の役員に対する報酬等の支給基準、人事院勧告に伴う各法人の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、それでは、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

泉本専門委員 こちらの資料3の55ページに改定後の理事長の報酬月額が、77万2,000円というふうに書かれてまして、新しく設立された法人で言いますと、例えば農業者年金だと理事長は3ページなのですが103万3,000円、誰が高いとか低いとかの比較をするということではなくて、これは理事長となる人の経験年数だとかそういうところで決まっているのでしょうか。10月に新設された農業者年金基金と農畜産業振興機構の理事長さんですと少し違うのですが、それぞれ法人で決めていいということなのかもしれませんが、何か国家公務員の経験年数とかで決まっていらっしゃるのでしょうかということが1点と、この農林漁業信用基金になりますと理事長

さんが幾らという書き方ではなくて、テーブルがついてまして8号以下、こういう書き方をしています。同じように発足した法人でありながらスタート時点から書き方が違うのですが、これはどのような理由があるのでしょうか。

松本分科会長 それでは、今、泉本委員からのご質問について、お答えをお願いしたいと思います。

生産局総務課長 私の方から一括してお答えいたします。1点目でございますが、法人ごとに給与水準が違うということでございますが、これは先行しました独法もそうなのですが、既存の独立行政法人がどういった方々が行っていてどういう給与水準だったかという過去の経過が基本にありまして、それを受けた形での対応になっておりますので、若干今までも違っているということでございます。

特に今回新設されました独立行政法人は、今まで特殊法人なり認可法人という形で存在してきたものでございます。今までの特殊法人等につきましては法人の規模、大きさによって給与水準が違ってきております。今回、独立行政法人になるにあたって、今までの法人としての業務の実績から来るそういった違いというものをそのまま基本的には受け継いだ形で来ておりますので、法人ごとに若干給与水準が違うということでございます。

それから、規程のしぼりは見ていて確かに幾つか違っているところがあるのですが、これも今までそれぞれの法人としてつくられてきておりますので、その設立の経緯のときの今まであった給与規程の書き方がどうであったかというのがベースにあるため、若干書きぶりが違っていますが、基本的に給与の水準については同じような考え方で適用されていると思っております。

泉本専門委員 そうしますと、例えばこの農業者年金基金ですと、理事長さんが退任されて新しい若い理事長さんが来てもこの金額でスタートされるのですか。

生産局総務課長 基本的に、役員の場合は役職に応じて定額ということで決まっております。職員と違って2年、3年の任期がありますので、任期の間は同じ額ということでございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

泉本専門委員 はい。

生産局総務課長 1つ申し忘れたのですが、この人事院勧告に伴う役員報酬等の支給基準の改定についても農林水産大臣から評価委員会に意見を求めるという通知を出さなくてはいけないのですが、事務の手續上、今日は間に合っておりません。意見を求めますということは書類としての処理は別途させていただきたいと思えます。もし、意見がありましたら、またいただ

きたいと思います。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

間委員 よろしいですか。教えてもらいたいのですけれども、事業実績に対する評価というのは非常にわかりやすいのですけれども、この給与に対する評価は非常にわかりにくいと思います。役員報酬等の支給の基準については、人事院勧告等をベースに置いて給与が設定されていると思うのですね。それを私たち評価委員が評価していいものかどうかですね。

要するに人事院勧告等で決まってくるような給与のことはそのまま実施されるというのがいいのではないかなといつも思うのですけれども、そこら辺について考え方があったら教えていただくとありがたいのですが。

松本分科会長 それでは総務課長、お願いします。

生産局総務課長 ここは、今回独法になりまして、給与の規程とかこういったものは全部独立行政法人が自ら決めて主務大臣に届出をするということになっております。主務大臣である農林水産大臣はそれらの届出があった場合には評価委員会に通知するというので、従来のように認可なりそういった形で行政が法人の給与を縛っていくという形ではありません。しかしながら、このところは法律にも規程されているわけですが、やはり国としては国家公務員の重役給与に準じてやってくださいというお願い、人勤の後の閣議決定でも独法について同様の措置をしてくださいということをお願いしております。ただし、これは法律上の規制ではありませんので、そのところについては法律上は独立行政法人は独自にできますので、それについてやはり意見を出していただくという機会も必要と考えられているものです。今回、たまたまというか全法人を同様にやっていただいておりますが、形としてそういった国と離れた形で決めるという法人もあった場合に、いろいろ意見を述べていただく機会はあるのではないかなと思っています。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

徳江委員 今の件に関連しますけれども、役員の期末手当についても独立行政法人は自主的に決めるというのは原則とすれば、例えば給与規程の中に期末手当の部分について業績を反映させるようなそういう決め方をしてもいいのですよね。そういう形は当然とられるだろうと思いますけれども、その辺はよろしいのですよね。お伺いしたいと思いますけれども。

生産局総務課長 それぞれの法人が判断をして業績を給与に反映させるということであれば、主務大臣も届出を受けるだけですし、それから独立行政法人評価委員会としても意見を言うだけです。意見が出てやるということを抑えることはできないかもしれませんが、

形としては可能と思っております。

松本分科会長 どうぞ。

徳江委員 あくまでも、やはり独立行政法人の自主的な判断で可能だというふうに考えてよろしいですね。

生産局総務課長 そうですね。形式的にはそうです。

徳江委員 わかりました。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

松井専門委員。

松井専門委員 通勤手当に関してなのですが、今までは40キロを超えた分は定額と。それが、今回は60キロを超えたものが定額というふうに形になっていると思うのですね。やはり基本的には職場になるべく近いところにお住みになったほうが対応もいろいろしやすいのではないかと。それなのに、あえてそのような体系をおとりになった理由についてお聞きしたいのですが。

松本分科会長 これは総務課長、よろしゅうございますか。

生産局総務課長 通勤手当については、今まで上限が4万5,000円というのがありまして、それを超えたら半分見ますよというのを、5万5,000円まで全額支給してそれ以上見ませんということで国家公務員はそう決まったのですが、それと同様の措置をやったということでございます。

松井専門委員 それでしたら結構です。ありがとうございます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。ございませんか。どうぞ。

いろいろなご意見をちょうだいいたしたわけですが、10月に設立されました新設の3法人の役員に対する報酬等の支給基準につきましては、当分科会としては一応意見なしということで処理をさせていただくとともに、人事院勧告に伴う各法人の役員に対する報酬の支給基準の変更につきましては、農林水産大臣から評価委員会へ通知があった際には、当分科会として意見なしということで処理をさせていただくことにいたしますが、それで構いませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、当分科会としては、そのように処理をさせていただきます。

次の議題でございます。農業者年金基金の業務方法書の変更についてでございます。この案件につきましては、農林水産大臣から独立行政法人評価委員会に対して諮問に係る文書が送付されてきておりますので、朗読をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 資料の4をお取り出しいただきたいと思います。資料4の1ページ目でございます。内容だけ朗読させていただきますが、独立行政法人農業者年金基金業務方法書の変更の認可について。標記について、独立行政法人農業者年金基金理事長西藤久三から別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法第28条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

松本分科会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、農業者年金基金の業務方法書の変更内容につきまして、農業者年金基金から説明をお願いいたします。

農業者年金基金理事 農業者年金基金の理事の六車でございます。内容についてご説明させていただきます。同じ資料4の3ページをお開きいただきたいと思いますが、業務方法書の一部改正、そこがございますように、現行の業務方法書の附則に1項を加える改正でございます。

背景を申し上げますと、資料の8ページをお開きいただきますと、現行の業務方法書に、第10条「被保険者等への運用収入の額等の通知」がございます。年金事業の運用につきましてはご案内のとおり、各被保険者から保険料、あるいは一部政策支援がございますときには国庫補助等を年金基金で一括運用いたしまして、毎年度の運用実績等につきまして、年度末にそれを算定いたします。それを被保険者等の皆様に6月末までに通知するという仕組みになっております。

個々の方々の保険料の納付額とか運用収入というのは、年金の額を算定する際の重要な要素になるものでございます。この10条は、「毎事業年度の末日において」と書いてありまして、3月末を想定し、通常は、4月から1年間の運用実績について算定をし、通知するということになっているわけですが、農業者年金基金は、この10月1日に独立行政法人に移行いたしまして、10月1日から事業年度がスタートすることになっているわけでございます。この規定のままですと、この算定を10月1日からやるのか、4月1日からやるのか不明確だという問題がございます。この点を明確にさせたいという改正でございます。

3ページをお開きいただきますと、読ませていただきますが、4のところでございます。基金は、第10条の規定にかかわらず、基金の設立の日を含む最初の事業年度、これは10月1日からスタートしている事業年度でございますが、農業者年金の被保険者等への保険料納付額等及びその運用収入の額の通知に当たっては、平成15年4月1日からこの9月30日までの間に農業

者年金基金が行った事業も含め、同事業年度の末日において、これは来年の3月でございますが、農業者年金の被保険者等ごとに、その額の運用収入の額を算定するとともに、当該被保険者等に対し、その者に係る保険料納付額等及びその運用収入の額を来年の6月末までに通知するということを規定上明確にいたしたいという趣旨の改正でございます。附則としてでございますように、この変更は、大臣の認可のあった日から施行し、この15年の10月1日から適用したいということでございます。どうぞよろしくご審議お願いします。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、農業者年金基金の業務方法書の変更について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

徳江委員 そういたしますと、独立行政法人としてスタートする前の部分について、独立行政法人農業者年金基金がその半年なら半年間の運用等を含めて報告することになる、何かその辺で法律的には特に問題ないですか。

農業者年金基金 法律的には問題はないのですが、この点をはっきりしめないと、上半期分を従来と違って、形式的には9月末時点の運用状況等を1回締めて算定ということにもなりかねないので、そうではないことを明らかにしたいということです。法律的には問題ありません。

徳江委員 わかりました。

松本分科会長 そのほか、ございませんか。

それでは、ご意見がほかにございませぬようですので、農業者年金基金の業務方法書の変更に係る認可につきましては、当分科会として異存なしという意見としてよろしゅうございませぬようか。

それでは、当分科会としてはこのように決定したいと思います。

次の議題でございますが、次の議題は、その他の中に3つ項目がありまして、その一番上に農林漁業信用基金の短期借入金の借換についてというものがございませぬが、この議題につきましてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、これにつきまして農林水産省からご説明をお願いしたいと思います。

経営局保険監理官 経営局保険監理官でございます。

お手元の資料の一番最後の9をごらんいただきたいと思ひます。資料をめぐっていただきまして、独立行政法人農林漁業信用基金の短期借入金の借換についてでございます。皆さんもご案内のとおり、今年の夏は冷夏でございまして、平成5年以来の大きな冷害になりました。そうした事態に備えて農業共済制度というのがございまして、これは、農業版のいわば損害保険であるわけでありませぬけれども、被災農家に共済金をお支払いいたします。保険の手法である

再保険によって、最終的に政府がお金を払うという形になっているわけなのですが、その政府が、当初予定している支払財源を超えるような大きな災害があると、被害にあった農家に速やかに共済金が行き渡らないということが発生します。

そういう場合、支払いの時期が遅らせればよろしいかも知れませんが、お米、水稲につきましては従来から慣例といたしまして年内に共済金を支払ってきております。政府が年内に払うためには、補正予算の手当なり、その資料にありますように農業共済再保険特別会計法に関連した法律改正なり、いろいろな手続を要するわけでございますが、まだ年内に補正予算が手当てされるかどうかというのは必ずしも明らかではございません。ということで、まだはっきりしていないわけではございますが、仮に年内に補正予算が手当ができない場合は、農林漁業信用基金にお願いいたしまして短期借入金で農林漁業信用基金から農業共済を担当しております県段階の連合会というのがございまして、そちらにいわゆるつなぎ融資という形でお金を融資していただいて、農家の方には年内に共済金を支払うということを従来から行ってきております。

通常は、補正予算等の手当がなされれば委員会のご審議をいただく状況にはないわけでございます。しかし、今回は補正予算を年内に行うかどうか分からない上に、年度内に補正予算を行うかどうかははっきりしておりません。そこで、お手元の資料の資料の3ページをごらんください。独立行政法人通則法の借入金についての規定がございます。第2項で短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないわけですが、ただしの規定がありまして、不足する場合は主務大臣の許可を受けて、これを借り換えることができますとあります。

また第4項でございますが、主務大臣は第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないということがございます。そこで、まだ可能性の議論ということでございますが、仮に年内はもちろんのこと、年度内も補正予算が手当をされない場合、農林漁業信用基金からの借入が年度をまたいで4月にいく可能性もなしともしないということでございます。そういう場合に至ったときは、評価委員会のご意見を伺うことがあるかもしれません、ということのお話でございます。

ですから、きょうは正式にご意見を伺うという議題ではなく、今までのご議論いただいたものとやや性格を異にするものでございますが、そういうことでご紹介といたしますが、ご説明をさせていただくものでございます。

松本分科会長 ただいまの説明がございました農林漁業信用基金の短期借入金について、ご質問あるいはご意見がございましたらちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ご検討をお願いするというよりも、ご質問、あるいはご意見をいただくということになりますが、どうぞ。ございませんか。

本案件につきましては、政府の補正予算の有無によりまして対応が決まるわけでございます。今後、短期借入金の借換が必要な状況になりましたら、郵送によりまして諮問、答申の手続を進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、農林漁業信用基金の短期借入金の借換については、そのように進めさせていただきます。

それではここで休憩を取りたいと思いますが、休憩時間中に法人の担当を入れ替えることとしております。大変法人の数が多ございまして、ここに一堂に会するということができません。席におります農業者大学校、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、それに水資源機構に関しまして何かご質問がございましたら、今、お願いしたいと思います。

ございませんか。それでは、ないようでしたら、ただいまから10分間、2時50分から3時ちょうどまで10分間休憩に入らせていただきます。それでは3時からまた再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

松本分科会長 それでは3時になりましたので議事を再開したいと思います。5つ目の議題でございます。5つ目の議題は家畜改良センターの中期目標等の変更についてであります。中期目標につきましては農林水産省から、中期計画と業務方法書については家畜改良センターから説明していただきます。説明していただく前に農林水産大臣から中期目標の変更について評価委員会に諮問されておりますので、諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 それでは資料の5を見ていただきたいと思います。資料5の1ページ目でございますが、諮問文でございます。内容について朗読させていただきます。

独立行政法人家畜改良センターの中期目標の変更について。標記について、別添のとおり変更することとしたいので、独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。なお、中期計画、業務方法書につきましては、中

期目標が変更された後、法人から認可申請が行われる予定となっております。したがって、評価委員会に対する諮問は法人からの認可申請後に行われるということになります。

続きまして、家畜改良センターの中期目標の変更案について、農林水産省から説明をお願いいたします。

畜産振興課長 畜産振興課の塩田でございます。

それではお手元の資料の5を引き続き見ていただけますでしょうか。ご存じのとおり食品の安全性、BSEの以降国民の関心の高まりというの中で、今回お手元のお開きいただきまして家畜改良センターの中期目標の中に牛の個体識別云々というのが出ております。これは牛のトレーサ法、個体識別なのですが、ことしの12月1日から牛の個体識別、実際手元に持ってきているのですが、牛にこうした耳に耳標、イヤリングみたいなものです。番号は10個書いてあるのですが、こうしたものを、今、牛に全て生まれたらつけるようにしております。この番号に基づいて今回その番号をずっと最後肉のところまでフォローしていこうということが1つの法律で定めております。

今回そうした食の安全性の中で、牛の個体識別のための法律が第156回の国会において成立いたしました。その法律の内容というのは、今申し上げましたようにここに牛の番号がついておりまして、これを牛の個体識別の台帳というのをつくりまして、そしてそれに基づいて情報を公表していくと。こういうようなスキームにしております。

そのときに、農林水産大臣の方からそうしたスキームの仕事の業務の一部を家畜改良センターの方に委任するというので、今回、政令5条に基づきまして独立行政法人の家畜改良センターが行う事務ということで位置づけたものにつきまして、お手元の方に示させていただきました。

その中で具体的には、この本事務の位置づけということで家畜改良センターに円滑にこの業務をやっていただくということがございますので、中期目標の中に変更という形で入れさせていただきたいと思っております。

資料の3ページに小さな字で恐縮ですが、個体識別に関する特別措置法に基づく事務という形でお知らせいただいております。大臣が、そうしたスキームの中のセンターに委任できる事務としては、ここに(1)から(7)までございます。具体的には政令の5条、法第20条の政令に定める事務ですが、そのスキームの1つ、1番がこうした個体識別の台帳をつくる。作成及び記録。そして、記録の保存、正確な記録を確保するというエラーチェック、その他も含めた正確な記録を確保するという。そして、また5条2項に基づいて申し出ということで修

正、記録の漏れとか誤りの受理。そしてまた台帳に記録されたものの公表するという事務。また出生、輸入、あるいは譲渡、譲り受け、死んだとき、あるいはと畜したときというようなときに、そうしたものが実際にやられている方から報告・届出がございますので、その届出の受理というようなこと。そしてまた、個体識別番号の決定、通知というような業務につきまして、家畜改良センターの方の中で円滑に行うということで、今回中期目標として示したいと思っております。

具体的には、もう既にトライアルと申し上げますが、こうした耳標は全てついております。今、日本に約450万頭ぐらいですか、乳牛、肉牛がありますが、実際つけております。ついたものについて今もう12月1日を待たずしていろいろ試行というかやっておりますけども、今回の法律に基づきまして、それぞれ義務行為がつかますが、法律の施行日が12月1日ということでございますが、この日をもってこの業務を行えるように中期目標を変更させていただきたいということでございます。

ご存じのとおり家畜改良センターというのは、資料の4ページ以降に、今の家畜改良センターの中期目標がございますが、業務としては家畜の改良ということで日本全体の乳牛、肉牛、豚、鶏の能力を上げる、あるいは飼料作物の生産等いろいろな業務をやっております。その中で、資料9ページに当たりますが、7番というところに位置づけさせていただいて、新たに特別措置法、この法律に基づく事務として中期目標の中に位置づけたいと思っております。

そういうことで繰り返しますが、12月1日の法律施行ということに基づきますので、その日をもって業務を開始したいということで考えおります。

目標につきましては、以上でございます。

松本分科会長ありがとうございました。

続きまして、中期計画と業務方法書につきまして家畜改良センターからご説明をお願いします。

家畜改良センター理事 家畜改良センター理事の新山でございます。中期計画の変更と業務方法書の変更につきましてご説明申し上げます。

ただいまの畜産振興課長の説明のように中期目標が変更された場合、それに対応いたしまして中期計画と業務方法書との変更を行うこととしております。

変更の内容は3点ございます。第1は、新たに行います牛の個体識別に係る事務を追加すること。それから、第2は、この事務に関係した経費を予算収支計画及び資金計画に追加をするということ。第3はこの事務に関連した職員の増員につきまして、人事に関する計画に

追加するということでございます。

具体的には、資料の10ページから13ページにかけて新旧対照表が示してございます。これに沿ってご説明申し上げます。左側の欄が変更後の案でございます。10ページの上のページの方の中ほどに12行ほどアンダーラインが引いてございますけれども、農林水産大臣から委任されます事務を追加した部分でございます。内容は政令で定められました事務委任の内容でございます、中期目標と同じでございます。

また、この部分の少し上、第2の1の(9)というところが載っているのですが、現在の中期計画におきまして家畜改良という視点から家畜の個体識別事業の推進を定めている項でございます。今後、法に基づく個体識別事業の委任が行われることに伴いまして、この項につきましては家畜改良の推進のために当事者の了解のもとに情報の提供を行う業務ということで整理をすることとしたものでございます。

さらにその下の方から12ページにかけて表がございます。これが予算収支計画及び資金計画の表でございますけれども、これらは個体識別の事務に関係した経費を増加をして変更をするものでございます。

またその下、12ページの終わりから13ページにかけては、この業務に関係をしまして11名の増員をすることとされましたことに伴います人事に関する計画の変更でございます。

続きまして業務方法書の変更案につきましては、24ページから新旧対照表を準備してございます。24ページ、25ページが業務方法書の新旧対照表、やはり左側が変更後でございます。変更の内容につきましては、上のページ、24ページの終わりのあたりから25ページにかけて第11章として追加をしております。これも法に基づく委任事務を実施することを新たに追加したことでございますけれども、内容につきましては中期目標と、あるいは中期計画と同じでございますのでご説明は省かせていただきたいと思います。

その他は条文の条数の整理等でございます。

説明は、以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの家畜改良センターの中期目標、中期計画、業務方法書につきまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

菊池専門委員 今回の個体識別の部分については、今もやられているという説明がありましたが、今後とも必要はあろうかと思いますが、この個体識別を5ページにもありますホルスタインの部分の中で後代検定事業、または遺伝能力の評価、あるいは候補種雄牛の生産という部

分からすると、オランダ等でもやっていますが、登録事業との兼ね合いに、今回というのではなくて将来的に結びつけられるような、やはりソフト事業であるべきでないかというふうに思いますので、やはり人員もたくさん拡充されるようですから、そういったことを含めて今のうちから準備に入っていただきたいという希望がございます。

以上です。

松本分科会長 それではそれにつきましてお答え。どうぞ。

畜産振興課長 菊池委員の今のお話のように、今回の耳標をつけるということは、画期的といえば牛のいろんな意味で個体がわかる、識別できるという番号です。そうしますとトレーサビリティというのは、実際にはお肉のところまでこの番号をつけていくわけです。

それで一方では牛については今のお話のようにやはり生きている間にいい牛にしたいとか、いろんな形で衛生的な面もあり、飼っている生産者にとっても関係の方にとっても、やはりこの番号をいろんな面で使えるということは1つのきっかけになるかと思います。生まれてと畜されるまでの間という意味で、今のご意見につきましては、そうしたこの番号を使って今いろいろ違う業務として位置づけられているものを、この番号で、例えばコードを一番最初に入れていくとかという形のそうした工夫とかは必要かと思しますので、今後とも検討していきたいなと、こんなふうに思っております。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

徳江委員 3ページですけれども、新しく追加する事務の中ですね。少し細かいのですけれども、(2)で牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務とありますけれども、この保存の記録の保存の期間というのはどのくらいなのでしょう。その個体が亡くなるまではもちろん、その辺は特に規定はされていないのですか。

畜産振興課長 保存期間につきましては、政令の方で定めておまして3年ということにしております。正確には法第4条に基づいて期間として3年とするという形にしております。

徳江委員 すみません。3年というのはどこを基準にして3年というふうになりますか。

畜産振興課長 実際につけてから、牛というのはいろんな期間がございますけれども、と畜という段階がございます。と畜してから3年間は置いておくと。何かあればということにしております。

徳江委員 ありがとうございます。わかりました。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

松井専門委員 非常によいシステムで国民に安心を与えるシステムだと思うのですけれども、

このごろやはり特に畜産物で不当表示の問題がかなりあるわけですね。そうすると、これをやはり保証するシステム、このシステムがちゃんと、書類上は流れてくるわけですが、それを実際検証するシステムというのをやはり立ち上げていかないと思うのですが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

畜産振興課長 今回、生まれたときにこれをつけます。そしてと畜して、あとは実際の各量販店、あるいは肉専門店、料理店、そちらの方には実は、やはりいろいろ手間がかかるので、1年後にそうしたものについては表示することにしております。すなわちそのお店に売っているものには、きょう売っているものはこうした番号のものを売っておりますということにします。

ということで、具体的にはと畜した段階で肉のサンプルを取ります。何かあるかなというときに、実際のお店等で肉のサンプルを取ります。そうするとDNA鑑定という形でそれを整合していくという意味ではチェック機能が働く、そういう形で進めております。

松井専門委員 そのチェックの業務はどの機関がおやりになるのでしょうか。

畜産振興課長 チェック機能というのは肉を実際に扱っているところに農林水産大臣の方から委任するという形で、肉をサンプルを取り、それを送る。DNA鑑定をするという業務をする組織は現段階で具体的には決まっていますが、準備をしているという段階です。具体的にはと畜段階でいる団体、組織、あるいはそこにいる人ということになると思います。例えば肉質の格付けをする人とか、と畜の業務に携わっているそういう所管ができるところに委任したいということで考えております。

松井専門委員 もう一度確認いたしますけれども、DNAの鑑定をする機関というのは、格付け協会とかそういうところがなさるといえることですか。

畜産振興課長 それはDNAの鑑定ですので、それをできるところ、肉を取るのとはと畜するところですが、それを実際に送って鑑定できるDNAのサンプルを検査というのですか、照合できるというのですか、それができる機関として、具体的にはそうした幾つかあるかと思いますが、家畜関係では家畜の例えば具体的には家畜改良事業団という団体なんかございますし、そうしたところでやっていただくように手配していこうというふうに考えております。

松井専門委員 と畜もわかりましたけれども、耳標をつけますね。外れることもありますね。子どもが生まれてからと畜になるまでにそういうような混同とかミスとかが起こらないでしょうか。

畜産振興課長 これも法律に基づきまして、やはりこういうのは脱落というのは確かにござ

います。こういうものは一たん着けたら外れないようにはしているのですが、現実には切れたりすることが2%前後ぐらいは今のところあるかと思います。その場合は、すぐに届け出ていただくように規定しておりまして、届けた場合については、その番号と同じものをお届けするように、出すようにしております。

松井専門委員 外れて、つけ直したりはできないんですか。

畜産振興課長 これは実際には外れて、例えばほかの牛につけて混同するという、そういうことはないでしょう。この耳標の構造上、できないようにしております。

松井専門委員 どうもありがとうございました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。ございませんか。

それでは、ご意見も出尽くしたようでしたら、今後の処理についてでございます。当分科会として中期目標の変更についてはこの方向で了承、中期計画及び業務方法書の変更の認可についてもこの方法で了承することとし、今後の細かい文言の調整につきましては、私にご一任いただきたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会としてこのように決定することにしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は、農薬検査所の業務方法書の変更についてです。変更の内容につきまして、説明していただく前に、農林水産大臣から業務方法書の変更について評価委員会に諮問がされておりますので、諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 資料の6でございます。農薬検査所の業務方法書の変更についてという資料の1ページ目です。これも諮問文を朗読させていただきます。独立行政法人農薬検査所の業務方法書の変更の認可について。標記について、独立行政法人農薬検査所理事長 柿本靖信がち別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法第28条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、農薬検査所から業務方法書の変更について説明をお願いいたします。

農薬検査所理事長 農薬検査所の理事長の柿本でございます。業務方法書の変更の案につきまして、これからご説明いたします。

皆様既にご案内のとおり、昨年、無登録農薬の流通等々違法な農薬の流通ということも契機

の1つとして農薬取締法が改正されました。その中心点は、農林水産大臣の登録のない農薬の
いってみれば使用の禁止です。登録のない農薬というのはちょっとわかりづらいのですが、通
常そう申しているのです。そう申し上げます。

それともう1つのポイントが、原材料に照らして農作物や人畜及び水産動植物に害を及ぼす
恐れのないことが明らかであろうというような病虫害防除資材、これを特定農薬という概念で
くくりまして、これについての、これは農林水産大臣の登録がなくても、いってみれば流通あ
るいは使用ができると、こういうような制度ができた次第です。

今般、業務方法書の私どもの業務方法書の改正をお願いしているのは、この特定農薬の件に
ついてでございます。この特定農薬については、中央環境審議会、農業資材審議会等々で議論
をした上で農林水産大臣が特定農薬と、環境大臣もそうですが指定するという位置づけをして
おります。この中央環境審議会、それから農業資材審議会の中に、いってみれば今のような概
念でくられる、原材料から照らして基本的に問題がなからうというような資材の情報、これ
が相当多数寄せられております。それについて、特定農薬として指定するにはどのような要件、
特に何らかの試験成績等がどのような試験成績が必要かと、それからどのような資料が必要か、
こういうようなことについて農業資材審、それから中央環境審で検討されたというふうに聞いて
おります。

そういう中で、私どもとしてもこの特定農薬の検査をすべき主体として今回名乗り出るとい
う趣旨でございます。私ども以外のところで特定農薬の検査というのをできないと言い切るつ
もりはございませんが、長年の検査の主力を担ってきた農薬検査所としても、こういうような
国の今後の動きに合わせて、この特定農薬についての検査をできるような仕組みを業務方法書
の中で位置づけたいというのが今般の趣旨でございます。

話が長くなりましたが、この業務方法書の改正、これをこの資料6の、これは業務方法書の
改正案本文、それから新旧対照表がついておりますが、ここでは2ページ、3ページにわたる
新旧対照表の方で説明させていただきたいと思っております。

まずポイントで申し上げますが、2ページの後段、第2章の農薬の検査の第2節 特定農薬
の検査、この第8条の2というのを加えることとした。右欄、現行が全く白紙になっていると
いうのは、新たにこれを加えるということでございます。検査所は、特定農薬の指定又は変更
に必要な農薬の検査を行うものとするということでございます。この検査は、次に掲げる観点
から調査、分析又は試験を行うものとするということで(1)から(7)番までいろんな性状、
この特定農薬に該当するかどうかの判断の素材となるような情報あるいは検査をしていくと。

調査の対象ということで、3ページに移っておりますが、第8条の3で、前条の調査等は以下に掲げる資料を対象とするということで、この資料を特定農薬として国に指定してほしいとか、そういう方がいらした場合にはその方に用意していただいてそれを我々が調べよう、検査しようという趣旨のものが(1)から(4)まで掲げられております。これは主に試験成績に当たるものでございまして、細かくは省略させていただこうと思います。

第8条の3の第2項として、検査所がこのような検査を行ったときは、その結果を農林水産省に提供するというのでこの業務を定めていきたいと考えているところでございます。現在農林水産省は、この件についてさまざまな情報をどう整理するかというようなことについて、目下検討されていると聞いております。そのうちに、私どもの方にもこのような趣旨の検査、この要請がくるというふうに我々も見通しておりますし、またある意味で覚悟しておりますが、それにつけても、業務の一環としてこれをきちっと業務方法書の中に位置づけておきたいと。これが基本的に重要なことということで、今般ご審議をお願いしたいということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農薬検査所の業務方法書の変更につきまして、何かご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

泉本専門委員 先ほどの中期目標の方で予算もついていたのですが、今回はこれは方法書をとりあえず変更というだけで、まだ具体化していないということですか。

農薬検査所 具体的な業務というのはどのくらいの件数があるとか、そういうのの件数、それは農林水産省の方から聞いております。まさしくそのうちの2,000から3,000とか、ちょっと幅があるのですが。それがどれが特定農薬に該当するようなものか、それはやはり中を見てもみないとわからない。その資料はまだ私どものところに届いておりません。したがって業務量がどのくらいに見積もられるものかどうか、そのところは図りかねるところがございまして、業務方法書でとにかくできるということにさせていただきたいというところで、今回は留めておるところでございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。ございませんか。

ございませんでしたら、農薬検査所の業務方法書の変更に係る認可については、当分科会として異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

それでは、当分科会としてこのように決定することといたします。

続きまして、7つ目の議題に移らせていただきます。7つ目の議題は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」という法律でございますが、この法律の施行に伴う関係法人の中期目標等の検討状況についてでございます。

まずは「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」につきまして、担当課でございます消費・安全局農産安全管理課から具体的な内容、それと、今後の日程につきまして説明をいただくことにいたします。よろしく申し上げます。

農産安全管理課長 農産安全管理課長の細田でございます。それでは資料の7に則してご説明をしたいと思っております。

まず第1ページ目でございますが、この法律の経緯、考え方、内容等、まず簡単にご説明したいと思っております。まず経緯でございますけれども、遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的として、生物多様性条約カルタヘナ議定書というものが2000年の1月に採択をされております。中味としてはそこにかぎで書きましたように、環境中で使用される遺伝子組換え生物等、具体的にいえば、作物でいえば栽培ということですが、そういうものについては輸出国又は輸出者は輸入国に対して事前通告をする。輸入国はリスク評価を実施して輸入の可否を決定することができるというようなことを内容として、議定書が採択されたところでございます。

それで、この議定書は50カ国の締結の90日後に発効するというようになっておりまして、本来6月で50カ国が締結しておりまして、計算上は本年9月11日から既に議定書そのものの発効はしております。

3ページ目に現在のところの締約国の一覧を載せております。65カ国となっております。ごらんいただいた中で、例えば北米という地域が出ておりません。アメリカ、カナダが大所としては参画をしていない格好になっております。

戻っていただきます。(3)で、その議定書を受けまして国内の法整備をするということで、環境省を中心として財務、文科、厚労、農林、経産の6省で国内担保法としての「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」ということで、カルタヘナ法と略称させていただきますが、そのカルタヘナ法をさきの臨時国会で採択、可決していただいたところで6月18日をもって公布したという経緯になっております。

それで、その生物多様性への影響ということ、簡単にこの図で説明しておりますが、基本的には組換え生物の種が周辺の野生植物を駆逐するというようなこと、これが1つの悪影響。

あるいは組換え生物の花粉が近縁の野生植物に交雑することによって遺伝的な交代が起こって置き換わってしまうというようなこと。あるいはもう1つは、組換え生物そのものが土壌中等から有害物質を出して周辺の野生植物を減少させるというようなことで、簡単にいうと、野生動植物に対するいろんな影響について回避をする、悪影響を防止するというのが趣旨になっております。

次の2ページをごらんいただきますが具体的にそのカルタヘナ法ではそれをどう担保するかということですが、(1)でございますが、括弧内で第1種使用と書いてありますが、まず組換え作物を栽培する、普通の環境中で栽培をするということを第1種使用と言っています。回りくどく、環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用と書いてありますが、ごく一般的な栽培をするということを1種使用と言っております。その場合に、生物多様性の影響評価書というようなもの等をもって主務大臣に提出して承認を受けるとというのが1つのパターン。

もう1つが例えばタンク培養とか閉鎖系でいろいろ組換え生物を生み出すこと。拡散を防止して行うという意味で隔離環境で行うというようなことを、第2種使用とって提示しています。この場合も拡散防止措置が施行規則で定められますので、そういうものにのっとってやる。あるいはない場合は、別途確認申請を受ける必要があるというようなことになっております。恐らく基本的には第1種使用の方がいろいろ行政的にはメインの確認業務になっていくのだと思っております。

それから(3)では、輸出する場合は、相手国に通告する義務があるというようなことが内容となっております。なお、罰則も規定上ございます。

今後のスケジュールだけ先にご紹介しますが、既にこの法律が施行、公布されておりますので、法律に基づいて基本的事項とか施行規則とか環境影響評価実施要領とかそういうものを順次つくっていくことになっておりますが、それらについてのパブリックコメントを既に終了したところでございまして、まもなく施行規則等の公布を行っていくという段取りでございまして、国際的には議定書が11月下旬、その締結をもって90日後ということで、2月下旬には国内的に発効し、法律の全面施行という形になっていくという段取りでございまして、なお、2月の下旬には第1回の議定書締約国会議が開かれるという流れになっております。

これは概略でございまして、多少構成その他を4ページをごらんいただきますが、遺伝子組換えについてのいろいろな制度がございますので、頭の整理を4ページでさせていただきますが、基本的に遺伝子組換え作物の食品としての安全性については、ご案内のとおり食品衛生法

で厚労省が監督をするということ。飼料としての安全性については、農水の飼料安全法の世界でチェックをするということでございます。それからもう1つは、いろんな表示問題がござい
ますが、それはそれぞれ厚労省の衛生法と農水省のJAS法でもって既に表示の規則を定めて
運用されているところでございます。

その辺が上3つが既にルールとして法律的に決められて施行されているものでございます。
今般新たに生物の多様性、特に野生動植物との交雑関係についての対応をきちっとしていくと
いうことでこのカルタヘナ法ができたということで、この4つでとりあえず運用していく、実
行していくという段取りになっております。

次の5ページでございませうけれども、繰り返すにはなりますけれども、開発者あるいは組換
え作物を輸入する人ですね、そういう人は生物多様性の影響評価を実施して使用規定を策定し
た上で諸般の書類を整えて主務大臣、特に農作物、微生物も含めて主務大臣である農林水産大
臣、それと環境大臣は全て主務大臣になりますが、この場合は農林水産大臣と環境大臣に提出
していただいて主要な審査、パブコメ等を踏まえて承認をしていくという行為が入口となりま
す。

6ページでございませうけれども、それで承認を受けた者が実際に種の販売、あるいは栽培等
をしていくということで左の縦軸になりますけれども、承認を取得した開発者、輸入者は、実
際に使用する者、特に農家とか畜産家とかいろんな形になっていくと思えますけれども、そう
いう者にいろんな情報を加味した上できちっとそういうものを遵守するようお願いをした上
で、義務づけた上で栽培をしていただくと。それで、また栽培をした人たちの情報を戻すとい
うような行為をしていただく中できちっとして栽培をやっていくんだということです。

片や役所の方は、それをモニタリングする、あるいはいろんな変更に基づいての措置命令等
も含めていろんな対応をしていくわけですが、その中で、今般、独法の皆様方にもお願
いをしますのは、右下のところになりますが、そういう承認を受けた者に対しての立入検査と
いう形で実際そういう承認どおりにきちっと栽培されているかどうかの確認をしていく必要が
あるということで、その確認に当たって独法の皆さん方をお願いをするという形になります。

右下の括弧で書いてありますが、基本的には立入検査については農林水産大臣から指示をさ
せていただいて当該対象に対しての立入をお願いすると。業務的には承認された遺伝子組換え
作物等が使用規程どおり生産、流通されているか、書類及び場合によってはDNA検査を行っ
て確認をする場合。もう1つは未承認遺伝子組換え作物等の生産流通が想定される場合ですけ
れども、こういう場合については当該事実の確認のための書類、DNA検査等が必要になって

くると思います。

そういった大きく言えば2つの業務を立入検査としてお願いをしていきたいと考えています。それぞれの独法に関してイメージとして若干書いておりますが、それぞれの所管物資資材について対応をいただくという形で進めていきたいと考えております。

あと、7ページ以下、参考までに法律の概要その他をつけておりますので、ご参考いただきたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律について、質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

福田専門委員 今、ご説明がありました6ページの図のところなのですが、この関係の独立行政法人が立入検査をするということですが、具体的にどの段階を対象といたしましょうか、立入検査をする対象というのはどの段階になるのでしょうか。

農産安全管理課長 実際は承認をされたものが栽培されますので、栽培者、栽培農場に行く場合も出てくると思います。一番現場的に言えばそこまでいくということになります。

福田専門委員 その一番末端のところまでいく、栽培、生産段階のところまでいくのですね。わかりました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。そのほか、ございませんか。

夏目委員、どうぞ。

夏目委員 すみません。パブリックコメントは既に終わっているわけですが、国民が大変関心のあるところだと思うのです。多く出てきたパブリックコメントで、例えば施行規則等へ盛り込めるようなものというのは、具体的には幾つか例を挙げていただいて、国民の関心は、このものについての関心はこの辺にあるんだというところを1つ教えていただきたいですけれども。

農産安全管理課長 事例を挙げてお答えしづらいのですが、6省庁共同でのパブリックコメントということで、ちょうど11月5日に締め切ったところでして、今集約中ではございまして、全部答えをつけてホームページで回答いたしますので、ちょっときょうはご勘弁をいただきたいと思います。

夏目委員 わかりました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。そのほか、ございませんですか。

それでは、ないようでしたら、この法律の施行に伴って必要となる各法人の中期目標等の変更に係る検討状況を報告していただきます。

なお、先ほど法律施行までの日程のスケジュールのところでも報告がありましたけれども、農林水産省令が定まった後に具体的に決まる部分も当然あるわけでございます。したがって、報告いただく中期目標、中期計画、業務方法書は現時点までの検討案であることをあらかじめ申し上げておきます。中期目標、中期計画、業務方法書の変更案が固まった段階で皆様方に郵送させていただきご意見をちょうだいしたいと、このように考えております。そのような方法でよろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、そのように段取りを取らせていただきます。

それでは、農林水産消費技術センターの中期目標について農林水産省から説明をお願いいたします。なお、時間の制約もございますので、農林水産省、各法人の説明についてそれぞれ5分以内でご説明をお願いをしたいと思います。

表示・規格課長 表示・規格課長でございます。私の方から農林水産消費技術センターの中期目標につきましてご説明申し上げます。

今、法律のご説明がございましたけれども、今ご説明がありました資料7の6ページのところをもう一度ごらんいただきますと、6ページの図の右下のあたりに各独立行政法人の行うイメージが一番右下のところがございます。農林水産消費技術センターは食品として流通している組換え農産物等につきまして、農林水産大臣の指示を受けて立入検査等を行うということになっておりますので、この部分につきまして中期目標に盛り込むということでございます。具体的には、資料の7-1をごらんいただきたいわけでございますが、資料7-1の1ページ目の新旧対照表の左側の下のところに棒線がある部分でございますが、今申し上げましたカルタヘナ法の関係規定に基づきまして農林水産大臣の指示に従い立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するというを新たに中期目標に追加するというこの1点でございます。

以上でございます。

松本分科会長 続きまして中期計画、業務方法書につきまして、農林水産消費技術センターから説明をお願いいたします。

消費技術センター 農林水産消費技術センターでございます。お手元の9ページをお開きい

ただきまして、独立行政法人農林水産消費技術センター中期計画変更新旧対照表とございます。ここの現行の欄に第2の4としまして立入検査等に関する事項がございます。これは現行JAS法の規定に関することとございまして、これにカルタヘナ担保法を追加をするということから、左欄の改正後でございますように、(1)といたしまして現行の規定をそのままスライドさせますとともに、カルタヘナ法との違い、根拠法を冒頭に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により、というのをつけ加えまして、以下同文といたしております。新たに(2)といたしまして、カルタヘナ法関連を追加をしたということになってございます。

続きまして、27ページをお開きいただきましてセンターの業務方法書の新旧対照表でございます。まず冒頭にお詫びをさせていただく必要があるのですが、事前に送付をさせていただいた資料を改めて精査をいたしましたところ一部に漏れがございまして、具体的には第3条などに追加をする必要があるということで、変更させていただいておりますので、その点、ご了承いただきたいというふうに思います。

業務方法書の変更点は3点とございまして、変更の1点目は第3条でございます。現行ではセンター法とJAS法ということでこの両方において使用する用語の例によるというふうになっているのですが、これに改正後のように、カルタヘナ担保法の関連を追加するという所要の変更をしているところでございます。

2点目でございますが、現行の欄は空欄となっております。これは現在の農林物資の検査に関する規定が第19、20、21条とございますが、それにカルタヘナ関連の検査に関する事項といたしまして新たに第21条の2という条を起こしまして必要な内容を盛り込むということとございます。

3点目でございます。これは第8章でございますが、現行の第8章はJAS法に関する規定をここに書いておりまして、第1項、2項、3項、4項までJAS法関連の規定でございます。これに合わせてカルタヘナ担保法を盛り込むということで、1つは(1)JAS法の規定による立入検査ということ。それから、(2)カルタヘナ担保法の規定による立入り、質問、検査及び収去というふうに、第1号、2号書き分けますとともに、第1項の本文の方に少し改めをいたしまして、次に掲げる立入検査並びに立入り、質問、検査及び収去、というふうにつけ加えさせていただいております。同じく第2項、3項、4項と一部改め部分がございまして、これは例えば第2項におきましては、立入検査を立入検査等、というふうに改めるなど必要な改めをいたしているということとございます。

センターからは以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの農林水産消費技術センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更案について、これからご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

意見がないようでしたら、次に種苗管理センターの中期目標につきまして農林水産省からご説明をお願いいたします。

種苗課長 種苗課長の竹森です。

種苗管理センターにつきましては、先ほど農産安全課長の方からご説明がありました資料の6ページの右下を同じように見ていただきますと、担当する検査対象のイメージというのが書いてございます。種苗管理センターについては、組換え農作物の種子等の検査を対象にすることで中期目標を変更するというところでございます。具体的には、資料の7 - 2の1ページ目をごらんいただきたいと思います。新旧対照表がございまして、その第3の6に、従来の指定種苗の集取に立入検査等を加えるということで、(2)が新たに加えられ、これにつきましては、先ほど説明がありました消費技術センターと同様の内容となっております。

以上です。

松本分科会長 それでは、続きまして中期計画、業務方法書につきまして、種苗管理センターから説明をお願いいたします。

種苗管理センター 種苗管理センターの桑名でございます。

今、ご説明がありました中期目標に沿いまして、中期目標が変更された時点で中期計画も変更するというので、7ページに新旧対照表を載せております。中期計画、第2のサービスその他の業務の質の向上に関する目標のところ、6 指定種苗の集取及び立入検査等といたしまして、現在行っております指定種苗の集取に加えまして立入検査等の的確な実施ということで、今回のカルタヘナ法の対応をするということになります。書きぶりが少し各法人違うようでございますが、昔のと申しますか、今までの書きぶりに合わせてということでもあります。

続きまして、業務方法書でございますが、20ページに新旧対照表を載せております。第7章に遺伝子組換え、カルタヘナ法関連の規定を載せておりまして、用語のところと同じく加えております。第61条の2で立入検査等といたしまして、まずは立入検査等を行うものとするということ。61条の3で立入検査等を行う者の任命、61条の4でその実施、61条の5でその報告ということでもあります。説明する内容につきましては、消費技術センターとほとんど一緒でございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更案についてご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

ご質問がないようでございますので、次に家畜改良センターの中期目標につきまして、農林水産省から説明をまずお願いいたします。

畜産振興課長 畜産振興課の方からご説明いたします。資料の先ほどの資料の7の6ページ、また資料の7-3、家畜改良センターですが、独立行政法人の家畜改良センターにつきまして、本法に基づきまして飼料作物の種子、また家畜の分野について担当ということになるかと思えます。規定文につきましては、1ページのところに実際、今、独立行政法人家畜改良センターが行っております検査等という項目がございますが、そこに今回新たに同様の趣旨で規定を追加したいと、こんなふう考えております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、続きまして中期計画、業務方法書につきまして、家畜改良センターからご説明をお願いします。

家畜改良センター 家畜改良センターでございます。資料の10ページ、11ページでございますが、中期目標の変更案に対応いたしまして中期計画を変更いたします。2カ所ございます。1つは、第2の質の向上に関する目標に関係したところで6の中、6は家畜改良増殖法と種苗法とそれぞれの法律に基づいた立入検査が規定しておりますので、今度の新しい法律でございますので(3)という形で本業務を追加をしたいというふうに考えております。

それから、その下第6の方は、これは第6の1、施設及び設備に関する計画でございますけれども、本業務に伴いまして検査を行う施設を設置をする必要が生じておりますわけでございますが、改良センターの中期計画で定めております中にはそれに該当する施設がございませんので、14年度から17年度の欄の中に左側の2行目ですが、種子検査等、動物検査等という形で新たに加えたいというふうに考えております。

続きまして、業務方法書につきましては24ページと25ページとに示してございます。これにつきましても家畜改良増殖法、あるいは種苗法による立入検査と同じように扱って新たに11章として起こしました。第91条の立入検査、それから92条の検査員の任命、93条の立入検査をする内容、事項でございますね。それから94条の検査員証の提示、あるいは95条の報告、こういった内容を新たに記載をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの家畜改良センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更案について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

ございませんでしたら、次に肥飼料検査所の中期目標につきまして、まず農林水産省から説明をお願いいたします。

農産安全管理課長 農産安全管理課長でございます。同じく1ページ目の対照表ですが、第3の4で同様の書きぶりで対応したいと思っております。なお、肥飼料検査所の場合は組換えの飼料作物等についての対応ということになると思っております。

以上です。

松本分科会長 続きまして、中期計画、業務方法書につきまして、肥飼料検査所から説明をお願いします。

肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所理事長の松原でございます。

ただいまの中期目標の中に肥飼料検査所のカルタヘナ担保法に係る立入検査等が位置づけられましたことに伴いまして、それを達成するための計画である中期計画の中に、その業務を位置づけるということでございますが、11ページでございます。11ページの第2の、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成ということで、4として関係の条項、立入検査等、そして速やかな報告ということで書き込ませていただきたいというふうに考えてございます。

それから、業務方法書でございますが、これは25ページから整理をいたしてございます。この第33条のところに新たにカルタヘナ担保法に係る立入り等について明記をいたしております。また、第37条に立入検査等の具体的な実施を掲げさせていただこうというふうに考えております。

なお、その他たくさんの項目がございますが、新たに33条が入ったということに伴います条ずれによるものでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの肥飼料検査所の中期目標、中期計画、業務方法書の変更案について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

佛田専門委員 今までの幾つかの法人の業務方法書の中には、立入検査に当たって検査員の

身分の証明であったり、文書の提示の文言が書かれているのですが、こちらの業務方法書にはどうも、今、私が見ている限りでは書いていないように思いますが、その辺はどうかということと、全ての法人についてのこの立入検査については、法的な強制力がどの程度あるのか、お知らせをしていただきたいと思います。

松本分科会長 それでは、今の佛田委員の2つの質問に対してお答えをお願いします。

肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所が立入調査等に入る際につきましては、この法律あるいは私どもの方で現行法の規定に従って入るということで、当然ながら証明書、職員証、こういったことを提示するというようになっておるわけでございます。なお、これは第6章、立入検査等の中で第37条、この立入というところで、この今ご質問、ご指摘のあった点については読み込めるといふふうに考えてございます。

農産安全管理課長 どの程度の法的効力かというご質問だったと思います。先ほどの資料の7の9ページをごらんいただいたら、法律の抜粋を入れておりますけれども、9ページの32条の方をごらんいただきたいと思います。センター等による立入検査等ということで、このセンター等というのは今ずっとご紹介している消費センター以下のことでございますけれども、それに対しては農林水産大臣または経済産業大臣は、必要があると認めるときは、それぞれの法人センターに対して次に掲げる者ということで、いろんな者に対して立ち入らせて無償で収去させることができるという形で、法的にここで担保させていただいているということでございます。

佛田専門委員 ということは、強制権があるというふうに理解してよろしいですか。

農産安全管理課長 そうでございます。法的に効力を持っていると。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。ございませんか、そのほか。

ご意見、ご質問がございませんようですので、次に農薬検査所の中期目標について、まず農林水産省からご説明をお願いします。

農産安全管理課長 農産安全管理課長でございます。農薬の方も、例えば微生物農薬とかという資材がございますので、そういうものが、もし組換えのものが出てきた場合の想定でございますけれども、そういうことに対応して今回中期目標の中にも入れさせていただいています。1ページの対照表の第3の3の(2)でございますけれども、同様の文言でここでも入れさせていただいています。

以上です。

松本分科会長 続きまして、中期計画、業務方法書につきまして、農薬検査所からご説明をお願いします。

農薬検査所理事長 それではご説明いたします。今の資料の6ページをお開きいただきたいのですが、先ほど農産安全管理課長からお話がございました中期目標に対応する中期計画の一部改正案でございます。これは新旧対照表でございます、第2、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項にこの項目を入れておりまして、そのうちの3番として農薬取締法等の規定による集取、立入検査等。右側で等ということがありますが、このアンダーラインで右側の現行のアンダーラインのところを左側の改正後のアンダーラインのところ置き換えるという書き方になっておりまして、農薬またはその原料、以上合わせて農薬等という言い方。同様に下のところに書いてございます、これが(1)で、それから2番目(2)で、先ほど来話したいいわゆるカルタヘナ担保法に対する対応のための農林水産大臣の指示に従った立入り、質問、検査、収去等を実施するということが、中期計画の骨子でございます。

引き続きまして、18ページをお開きいただければと思います。ここでは、業務方法書の一部改正。今回この件は従来の業務方法書にはやはり入っておりませんで、先ほど来の経緯で新たに発生した出てきた業務ということで、業務方法書もこの際変えさせていただければというふうに思っております。

ねらいのところは、業務方法書の第1章の総則のところ、カルタヘナ担保法に対する対応、これを業務として位置づけると。特にそのうちの第2章として農薬の検査、そしてその中心たる立入検査での収去等々のさまざまな業務を実施すると。第4章のところでは、この具体的な行動規範といいますか、要するに立入検査に当たってのどのようなことを我々はやらせてもらうか。それから、先ほどご質問のあったような、例えば64条ではこの記録書を作成するということと、合わせて次のページ、65条では、立入検査等の拒否に対する措置というふうなこともここでうたい込んでいるところでございます。ここにも出ている身分等々の、これは63条のところにも収去する場合には、農薬等集取票を被検査者に交付するというようなことで必要な手続は取らせていただくということ。62条は身分を明らかにすると。これは従来どおりの書き方になっておりますが、そういうようなことで業務の根幹をここで定めたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農薬検査所の中期目標、中期計画、業務方法書の変更案についてご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

いかがでしょうか。どうぞ。

守田専門委員 この一連の立入検査によって関連の法人の作業量がどのくらいふえるのか、そのふえたものは、現存の中でこなせるのかどうか。それが1点。

それと、それに伴う経費、費用、人的なものが必要なのか。それとも、人的以外の費用がどのくらいかかるのか。このあたりをまとめていただければ、大変参考にしやすいと思います。よろしく願います。

松本分科会長 それでは理事長の方から。

農薬検査所理事長 この立入はこれからということなのですが、昨年いわゆる無登録農薬の立入検査、これは従来にない我々としてはめったにない大忙しでございました。全部基本的に対応させていただきましたが、細かい記録はきょうは持ってきておりませんので、定性的な言い方になりますが、一部本体事業の1つである農薬の検査、これについて若干その影響を受けて達成し得なかった部分が少し残ったという影響はございますが、人員も大変忙しい思いをしましたが、事故も病気もなく、資金的にも何とかおさまりました。このカルタヘナ関連のこの業務がどのくらいになるかというのは全くよくわかりませんが、基本的には大臣の指示というようなことを受けて、我々は動くということを根幹とすればということによろしいですか。そこのところはまだ実績が出ていませんので、答えづらいところです。すみません。

松本分科会長 ありがとうございます。

そのほかのこのカルタヘナ法に関して、全体ということで農産安全管理課長の方からよろしく願います。

農産安全管理課長 量的な部分なのですがけれども、実はまだ、日本の中で実際栽培を経済的にしていくかという部分については、まだまだご案内のとりのいろんな状況の中ですので、緊急にそれほどいろんな分野で多く出てくるというふうな想定はちょっとしておりません。むしろ、食品とかエサとかそういう関係で、輸入組換え農作物ですね、そちらの方の対応という形での承認的なものが出てくるのだと思いますけれども、そういう意味では現場で農家の方がいろいろ栽培していくというものについての立入検査というものは、それほど当面は多くないのではないかと考えています。

むしろきょうはご説明しなかったのですがけれども、その輸入農作物等についての水際検査というのは、別途法律の中にあるのですがけれども、そちらの方は多少、植防とか動検で対応する

ことになっておりますけれども、そちらの方は対応が出てくると思います。そんな状況でございます。

松本分科会長 それでよろしゅうございますか。

守田専門委員 それで、この法はアメリカ、カナダというのはどういう見通しといたしますか、動きを持っているのでしょうか。

農産安全管理課長 先ほどもちょっとご説明したのですけれども、アメリカ、カナダが現在のところ議定書の採択に至ってません。アメリカはどうも聞くところによるとなかなか元の生物多様性条約から入っていないということで、なかなか難しい状況のように聞いております。カナダの方は、実際締約、締結に向けて作業をしているというふうに聞いています。また、カナダの方は、この議定書の中で情報センター機能をカナダに置くということになっておりますので、そういう機能も併せ持ってそれをやることになっておりますので、カナダの方は前向きだというふうに聞いております。

守田専門委員 それと、ここに北朝鮮というのが入っているのですけれども、これはどういう形で法を守らせるといたしますか、どういう関係になってくるのでしょうか。

農産安全管理課長 ちょっと十分情報を持ち合わせません。

松本分科会長 どうぞ、そのほか。

松井専門委員 そのカルタヘナ法と先ほどの農薬検査所の関係についてお聞きしたいのですが、ターゲットが生物農薬だというようなお話ですね。生物農薬というのは、基本的に日本に在来している細菌なりかびなり昆虫なりに対するものだと思うんですね。そうすると、先ほどから出ました遺伝子組換え植物が毒物を出して在来のものを殺してしまうと。全てそれに当てはまってしまうのではないかというふうに思うのですが。

農産安全管理課長 生物農薬で、例えば一番考えているのは微生物農薬ですけれども、今のB T農薬というバシルス菌のが普及していますけれども、それは在来の菌を培養して生態に悪影響を及ぼさないという形で現在農薬として認められているものがございます。例えばそういうものを、これは日本では全然今のところとられていないと思っておりますけれども、そういうものを組み換えて、日本の中で組み換えてそういう農薬的に使うようなことも想定されるということで入れているということなのですけれども、必ずしも外国のものがどうのと、今おっしゃったと思ったんですけれども、そうではなくても、国内のものでもそういうケースがあるということです。

松井専門委員 それで、そのターゲットは、国内に存在している生物ですよ。

農産安全管理課長 現在のものはそうですけれども、環境影響評価で、これは全くの想定
の議論ですけれども、海外のものを持ち込んで、全く生態的に影響を与えないということ
であれば、そういうものももちろん評価の範囲には入ってくると思います。論理的な話
だけです、全く。

松井専門委員 わかりました。どうもありがとうございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。

菊池専門委員 それぞれのセンターでそれぞれに立入りをやるという形になって
いますね。もちろん、違う部分というのはわかるんですが、施設については多分改良
センターで種子等とか、そういった部分を、ルーティンの中ではそこだけで、今後
の検査体制という部分には対応しようとしているのかなと思ったのですが、検査
のできる技術がもう既にあるところもあると思うんですが、非常に説明を受けて
いると、不合理さがないのかなと。もう少しまとめて、この改正なりに対応する
検査というものができないものなのかなというふうにちょっと感じたのですが、
その辺のところはいかがなんでしょうか。

松本分科会長 では、安全課長、よろしく。

農産安全管理課長 確かに効率性という議論もあると思うのですが、それぞれの
やはり資材ごとに書類審査もございまして、状況的ないろいろな影響評価という
意味では、それぞれやはり専門部署でチェックしていただくことが前提にあつて
というふうに考えております。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。

一応ご意見は出尽くしたかと思えます。それで、先ほど申しましたけれども、
これらの法人の中期目標、中期計画、業務方法書の変更については、変更案が固
まり次第、追って書面によるご確認をまたお願いをしたいと思います。そうい
うことでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、その他の議題でございます。種苗管理センターの重要な
財産の処分について、種苗管理センターから説明をお願いします。なお、この
事項につきましては、今後関係者の間で調整が行われまして、実際に処分が
行われるか否かが決められますから、本日は当該事項の内容説明のみを行うとい
うことで、その他の議題として扱わせていただくことにいたしました。それで
は、よろしくお願いいたします。

種苗管理センター 種苗管理センターでございます。資料8をごらんいた
だきたいと思えます。独立行政法人が重要な財産を処分する場合には、通則
法に基づきまして主務大臣の認可を

受けなければならないことになっております。この重要な財産というのがどうなっているかと申しますと、土地及び建物というふうになっておりまして、その大臣がそれらの財産の処分について認可する場合は、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないということになっているわけでありまして。

今回説明させていただきますのは、種苗管理センターの十勝農場がございますが、その建物の譲渡でございます。資料8を見ていただきますと、この建物は昭和27年に旧馬鈴しょ原原種農場の庁舎として建設されたものでございました。48年に新しい庁舎ができましたために、その後は資料展示施設として活用してまいりました。しかしながら大変古くなってまいりまして、管理上も問題だということで、電気も切っておりまして、現在はいわゆる保管施設、倉庫のような形で使っているという状況でございます。

農場のあります帯広市の隣の中札内村というところから、これは最後の写真を見ていただくとわかるかと思いますが、建物の正面は遠くから見ますとなかなか立派な建物となります。畑作地帯で、大きな、我々としては重要な仕事をずっと続けてきたということでございまして、そういった歴史も加味していただいたのかと思いますが、歴史的な建造物だということで、何か村の方で農村公園的なものを考える際に譲ってほしいという話がございました。

先ほど来ご説明しておりますように、27年に建ったという大変古いものでございまして、写真を見ていただきますと相当痛んできているということでありまして。そういったことで、我々といたしましてはこれを用途廃止、用途廃止というのは壊してしまうこととございまして、用途廃止すべきかどうかという検討をしなければならない時期にきていたのかなと思っておりますが、ちょうどというのも変でございますが、そういったことで有効利用をしたいという申し出があったわけです。本施設は現在使っておりませんので、これをもし処分いたしましても種苗管理センターとしての業務に支障がないという状況であります。

また、現在無償ではどうかというふうに考えておりますが、もしこれを取り壊すということになりますと、一応の試算でございますが450万ぐらいかかるという試算がございます。現在中札内村の方では自分で移築するからということとございまして、種苗管理センターといたしましては、撤去費用が不要になるという、そういった状況にあるということで、無償譲渡が適当ではないかというふうに考えているわけでありまして。

先ほど委員長からお話がございましたように、今後の調整を経ましてから大臣に認可申請をしたいというふうに考えている案件であります。

以上でございます。

松本分科会長 ただいまの種苗管理センターの重要な財産の処分について、それではご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

泉本専門委員 この420万という評価額は建物だけですか。

種苗管理センター そうでございます。建物の評価額です。

泉本専門委員 これ27年ってこんな古いもので、写真も相当古いのですけれども、どうして420万も評価額が出たのですか。

種苗管理センター いわゆる耐用年数の考え方で、そういう最後のお金というのはなかなか減らないのですね。あるということだけで、それなりの価値というのが出てきますから、420万円というものがそのときにきちっと鑑定してということよりは、減価償却した1割ぐらいがずっと残るのですか、それがそういった数字であったということだと思います。

泉本専門委員 ちょっとあまりにも高く残っているので、結局今回これを無償で処分すると420万の損失が出るということですよ。

種苗管理センター 損失が出るというか、資本のところの変動するということでございます。実際に我々の現金が動くということではございませんので、仕事にどうということではございません。

泉本専門委員 これは中札内村が持っていってくると、この後は更地になるということですね。

種苗管理センター そうです。有効利用するということです。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

ご意見、ございませんか。ご質問、ありませんか。ございませんでしたら、今後関係者会でこの旧庁舎の処分を行うとの結論が得られまして、法人から認可申請がなされた場合、郵送により諮問、答申の手続を進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、種苗管理センターの重要な財産の処分については、そのような方針で進めてまいります。

そのほか、何かありませんでしょうか。全体を通して質問、あるいは、ございませんか。

ないようでしたら、今後の予定につきまして事務局の方からお願いいたします。

生産局総務課長 きょうは大変ありがとうございました。分科会長からもお話がありました

ように、遺伝子組換え生物の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、この関係に伴います5法人の中期目標の変更につきましては、後日農林水産大臣から諮問させていただきまして、評価委員会の方からご答申をいただくということにしておりますが、郵送によって資料を配布させていただきたいということでございます。それに対応してご意見をいただきたいと、こういうふうに思っております。

また、農林漁業信用基金の短期借入金の借換、それから今ありました種苗管理センターの財産処分につきましては、今後法人から正式な認可申請があった段階でまた郵送、書面によりましてご意見をいただくということにしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、次回開催についてでございますけれども、今年はこれで終了しまして、来年の5月から6月上旬ぐらいをめどに開催したいと思っております。また、その詳細につきましては近くなりましたらご連絡させていただきますが、そのときには10月に設立された法人、きょうご審議いただきましたが、評価基準の決定、それから各法人からの業務実績の報告等につきましてご審議をいただきたいと、こういうふうに思っております。

ことし4つの法人が新設になりまして、計10の法人ということで大変多くの法人を抱えています。このため、開催頻度も高くなり、審議の内容も多くなってきておりますが、効率的にこの評価委員会農業分科会の開催をしていきたいと思っております。

当面、次回は5月から6月ごろということに考えております。

それから最後に、きょうの議事録等につきましては、また事務局で作成の上、内容のご確認をいただくということでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それから毎回でございますが、この大変分厚い資料を配布させていただいております。また郵送で送らせていただきますので、お持ちになれない方はそのまま置いておいていただきたいと思います。

本日は大変ありがとうございます。

松本分科会長 最後の最後でございますが、全体を通しまして何か質問をするのを忘れたとか、ご意見がございましたらちょうだいしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、ないようでしたら、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第12回の農業分科会を閉会といたします。延々3時間にわたりまして大変ご熱心な、また有意義なご意見をちょうだいいたしましたことを、厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございます。

午後4時25分 閉会

